本件各控訴を棄却する。

当審訴訟費用のうち、証人A、同Bに支給した分は被告人Cの、同Dに支給した分は被告人Eの各負担とし、同Fに支給した分は被告人三名の連帯負担とする。

理由

本件各控訴の趣意は、被告人ら三名の弁護人長野国助、同大西美中、同関根俊太郎、同田中登、同藤原寛治、同早川俊幸連名の控訴趣意書二通(被告人Cに関するもの、同E及び同Gに関するもの各一通)に記載されたとおりであるから、ここにそれぞれこれを引用する。

第一 所論は先ず、原判示第一及び第二の(一)の各事実につきそれぞれ原判決の事実誤認乃至法令の解釈適用の誤りを主張するので、記録並びに当審における事実取調の結果を綜合して順次つぎのとおり判断する。

ー 原判示第二の一の事実について

所論(被告人C関係)は、本件の六五万円は、H候補のための選挙活動経費(I 党」支部連合会の政党活動経費を含む)として授受されたものであつて、選挙運動 報酬の趣旨は含まれていない、と主張する。

よつて按ずるに、なるほど本件金員がH候補のための選挙活動経費(主として遊説企画費用)という名目で授受されていることは否定し得ない。

然しながら本件金員の授受に際しては、供与者であるKから受供与者である被告人に対して、右金員の使途について具体的な指示制限がなされたり、後日その精算報告をなすべき旨の指示がなされた形跡はなく、その使途処分は被告人の裁量に委ねられたことが明らかであり、右当事者間において領収書が授受された形跡も認められない。

被告人は、原審そして当審において本件金員の趣旨につき所論に副う弁解をしているのであるが、被告人の右公判供述によつてもその所謂選挙活動経費な意味でのの異体的な意味内容は必らずしも明らかではなく、本件金員が果して厳密な意味での選挙運動実費に限定された趣旨で授受されたものであるか大いに疑いなきを得なの遊説を引受け、選挙運動をするのですから、少し位の報酬をくれてもよいと考えていたし、Kさんから無造作に渡された六五万円の中には私がHさんのためとがでいたし、Kさんから無造作に渡された六五万円の中には私がHさんのと遊説をして選挙運動をした御苦労賃として私が自由にしてよい金が含まれておるというとは判つていた」と供述しているのであつて(昭和四二年三月二日附調書)、がことは判つていた」と供述しているのであつて、昭和四二年三月二日附調書によるこの自認供述の方こそ事案の真相を物語るものと認め得るのである。原判を認するものではない。

二 原判示第一の事実について

所論(被告人C関係)は先ず、本件文書の頒布は、被告人Eがその独自の判断で立案し、被告人Gと共に実行したものであつて、被告人Cは全くこれに関与していない、と主張する。

然しながら原判決の挙示する対応証拠を綜合すれば、本件文書の頒布は、むしろ被告人でにおいてこれを立案、準備し、被告人を及び同のらにおいてその実行を担当したものと認められ、被告人の本件共謀関与の事実を肯認するに十分である。そして原判決が右事実認定の証拠に掲げる被告人で及びをの検察官に対する各供述調書における各供述が、所論のいうように取調官の誘導押しつけによるもので任意性乃至信用性を欠くとは認め難く、従つてこれらに信用性がないことを前提として原判決の事実認定を非難する論旨も容れ難い。

所論(各被告人関係)は次に、本件の文書は公職選挙法一四二条一項にいう「選挙運動のために使用する文書」には該らないと主張する。

〈要旨第一〉よつて按ずるに、公職選挙法一四二条一項にいう「選挙運動のために使用する文書」とは、所論も指摘〈/要旨第一〉するように、文書の外形内容自体からみて選挙運動のために使用すると推知されるものを指称するのであるが、それは、当該文書の外形又は内容に何らかの意味で選挙運動の趣旨が表示されていて、見る者が頒布の時期、場所等の諸般の状況から推して特定の選挙における特定の候補者のための選挙運動文書であることをたやすく了解し得るものであれば足りると解するのが相当であり、所論のように、当該文書の外形内容自体に特定の選挙における特定の候補者の当選を目的とする趣旨が逐一具体的に明示されていなけれ〈要旨第二〉ばならないとまで厳格に解するのは相当でない。また右に所謂「選挙運動」と

以上の次第であつて、原判決の事実誤認乃至法令の解釈適用の誤りを主張する論 旨はいずれも理由がない。

第二 所論は次に、原判決の被告人ら三名に対する刑の量定がいずれも重きに過ぎて不当であると主張する。

よって記録を調査して接ずるに、被告人らの原判示第一の所為は、選挙の自由と 公正を大きく乱す極めて狡猾卑劣な文書違反であつて、その罪情はまことに悪質ら あり、殊に右犯行を立案し、主導した被告人のの責任は重大といればならい。また同被告人の原判示第二の(一)の所為(六五万円の受供与)も同様選挙の公正を害するもので軽視し難いところであり、同被告人が、原判示第二の(そのように、さきに公職選挙法違反で執行猶予つきの懲役刑に処せられながら、その表別間中、従つて所謂公民権の停止期間中に敢えてH候補の選挙運動に従事のとうな悪質犯罪に及んだのも甚だ不謹慎かつ独立を進度であり、 い非難を免れないものである。そしてそのほか記録に現われた各被告人の生格、対 が歴、社会的地位等諸般の事情を併わせ勘案すると、原判決の被告人ら三名に が歴、社会的地位等諸般の事情を併わせ勘案すると、原判決の被告人ら三名に 表別の量定はいずれも止むを得ないものと考えられ、当裁判所においてこれらに 更を加えるべき必要は認められない。従つて量刑不当の論旨も容れ難い。

る。 よつて刑訴法三九六条、一八一条一項本文、一八二条により主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 小川豪 裁判官 深田源次 裁判官 小林宣雄)